

第 1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通 会 計 部 門	一般行政 部門	議 会	9	8	△ 1	本庁業務の見直し
		総 務	183	189	6	本庁及び支所業務の見直し
		税 務	45	45	0	
		民 生	229	233	4	本庁及び支所業務の見直し
		衛 生	46	45	△ 1	健康増進部門業務の見直し
		労 働	2	1	△ 1	退職
		農林水産	40	35	△ 5	支所業務の見直し
		商 工	52	45	△ 7	〃
	土 木	67	66	△ 1	本庁及び支所業務の見直し	
	計	673	667	△ 6		
	教育部門	134	124	△ 10	本庁及び支所業務の見直し	
	小 計	807	791	△ 16		
公 営 企 業 等	水 道	22	24	2	水道部門業務の見直し	
	下 水 道	19	19	0		
	国保・介護	42	42	0		
	小 計	83	85	2		
合 計		890	876	△ 14		

(注) 1 各年4月1日現在の人数です。

2 職員数は一般職に属する職員数です。

(2) 職員の退職状況

(平成25年4月1日～平成26年3月31日、単位：人)

区分	定年退職	早期退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	その他	計
人数	27	9	3	—	—	1	40

(3) 職員採用候補者試験の実施状況

(平成25年4月1日～平成26年3月31日、単位：人、倍)

試験区分	応募者数			受験者数(A)			合格者数(B)			倍率 A/B	採用者数			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計	
大卒 程度	行政(上級)	34	15	49	29	10	39	6	4	10	3.9	6	4	10
高卒 程度	行政(初級)	6	10	16	6	10	16	1	1	2	8.0	1	1	2
	資格職	0	2	2	0	2	2	0	2	2	1.0	0	2	2
合 計		40	27	67	35	22	57	7	7	14	4.1	7	7	14

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 113,010	千円 54,912,737	千円 938,929	千円 6,576,450	% 12.0	% 12.6

(注) 人件費には、一般職給与のほか、議員報酬、特別職給与、共済組合負担金、退職手当組合負担金等が含まれています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤続手当	計 B	
25年度	806人	千円 3,066,567	千円 312,789	千円 1,098,611	千円 4,477,967	千円 5,556

(注) 1 給与費とは、人件費のうち一般職の給与費です。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均年齢、平均給料及び平均給与月額状況

区分	平成25年4月1日現在			平成26年4月1日現在		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	46歳0月	338,717円	381,464円	46歳0月	337,309円	379,539円
技能労務職	52歳8月	272,488円	293,471円	53歳3月	269,507円	289,994円

(注) 平均給与月額とは、給料月額と諸手当の額を合計したものです。

(4) 職員の初任給の状況

(平成26年4月1日現在)

区分	白山市	国
一般行政職	大学卒	172,200円
	高校卒	140,100円
技能労務職	高校卒	—
	中学卒	121,600円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成26年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	245,378円	297,430円
	高校卒	—	254,200円
技能労務職	高校卒	—	232,200円

(6) ラスパイレス指数の状況

平成24年	平成25年
102.7 (94.9)	102.8 (94.9)

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 括弧書きは、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区分	標準的な職務内容		職員数	構成比
	本 庁	支 所		
8 級	部長・局長		4 人	0.5%
7 級	部長・局長	支所長	17 人	2.0%
6 級	部次長・課長	支所長・支所次長	42 人	4.9%
5 級	課長・室長・館長・課参事 課長補佐・所長・園長	支所次長・課長・課参事	69 人	8.0%
4 級	課参事・課長補佐・室長補佐 次長・所長・園長・主幹・係長 専門員・主任保育士・主任児童厚 生員・主任教諭	課長・課長補佐・主幹 係長・専門員	319 人	37.1%
3 級	主査・保育士・児童厚生員 教諭	係長・主査	286 人	33.3%
2 級	主事・技師・書記・司書・保健師 栄養士・保育士・児童厚生員 手話通訳士・社会福祉士	主事・技師・保健師・栄養士	58 人	6.8%
1 級	主事・技師・司書・保健師 栄養士・保育士・児童厚生員 社会福祉士・精神保健福祉士	主事・技師・保健師・栄養士	64 人	7.5%
合 計			859 人	100.0%

- (注) 1 職員数は、教育長及び技能労務職を除いています。
 2 白山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 3 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 4 支所に市民サービスセンターを含んでいます。

(8) 職員手当の状況

ア 期末・勤勉手当 (平成 25 年度支給割合)

区 分	白 山 市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6 月期	1.225 月分	0.675 月分	1.225 月分	0.675 月分
12 月期	1.375 月分	0.675 月分	1.375 月分	0.675 月分
計	2.6 月分	1.35 月分	2.6 月分	1.35 月分
加算措置	有：職制上の段階、職務の級等		有：職制上の段階、職務の級等	

イ 退職手当 (平成 25 年度支給割合)

区 分	白 山 市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.03 月分	28.7875 月分	23.03 月分 (21.62 月分)	28.7875 月分 (27.025 月分)
勤続 25 年	32.83 月分	38.955 月分	32.83 月分 (30.82 月分)	38.955 月分 (36.57 月分)
勤続 35 年	46.55 月分	55.86 月分	46.55 月分 (43.7 月分)	55.86 月分 (52.44 月分)
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	55.86 月分 (52.44 月分)	55.86 月分 (52.44 月分)
1 人当たり 平均支給額	14,191 千円	23,676 千円		
その他の 加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2~20% 加算) ・退職時特別昇給 なし		・定年前早期退職特例措置 (2~45% 加算) ・退職時特別昇給 なし	

- (注) 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、25 年度に退職した職員に支給された平均額です。
 2 国の支給率について、上段が平成 25 年 9 月 30 日まで、下段が平成 25 年 10 月 1 日からの支給率です。

ウ 特殊勤務手当

支給実績（25年度決算）	4,206千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	34,475円
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	13.7%
手当数（25年度）	4種類

特殊勤務手当の種類（4種類）

（平成26年4月1日現在）

主な手当の名称	支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
児童保育手当	保育士等	児童保育等	月額 3,000円以内
感染症汚染場所消毒作業手当	消毒作業等に従事した職員	消毒作業等	1回 300円
行旅死亡人等取扱手当	行旅病人・死亡人の取扱等に従事した職員	行旅病人・死亡人取扱業務	1件 2,000円以内
高所等作業手当	高所等作業に従事する職員	地上15m、地下5m以上の箇所で行う業務	日額 250円

エ 時間外勤務手当

平成25年度	支給実績	123,428千円
	職員1人当たり平均支給年額	166千円

オ その他手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同
扶養手当	配偶者 13,000円/月 外	同
住居手当	借家・借間 100~27,000円/月	同
通勤手当	交通用具利用 2,000円/月 外	同

（9）特別職等の給与・報酬の状況

（平成26年4月1日現在）

区 分		給料・報酬の月額	期末手当
給 料	市 長	970,000円	（平成25年度支給割合） 6月期 1.40月分 12月期 1.55月分 計 2.95月分 加算措置 有
	副 市 長	785,000円	
	教 育 長	665,000円	
報 酬	議 長	630,000円	（平成25年度支給割合） 6月期 1.40月分 12月期 1.55月分 計 2.95月分 加算措置 有
	副 議 長	540,000円	
	議 員	500,000円	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
3 8 時間 4 5 分	午前 8 時 3 0 分	午後 5 時 1 5 分	午後零時から 午後 1 時まで

(注) 業務の性質により、上記の勤務時間によることができない場合は、別に定めています。

(2) 休暇の状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	事 由	期 間
年次有給休暇		一の年度において 20 日の範囲内 (20 日を限度に翌年度に繰り越すことができます。)
病気休暇	下記以外	90 日の範囲内
	市長が定める疾病	180 日の範囲内
	結核性疾患	1 年の範囲内
	公務上又は通勤による疾病	必要と認められる期間
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹等を 2 週間以上にわたり介護するため、勤務しないことが相当であると認められるとき。	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 6 月の範囲内で必要と認められる期間
特別休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄移植のための登録又は提供に伴う検査、入院等	必要と認められる期間
	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年度において 5 日の範囲内の期間
	結婚休暇	連続する 7 日を超えない範囲内の期間
	妊娠中又は出産後 1 年以内の女子職員が保健指導、健康診査を受ける場合	必要と認められる期間
	妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、健康保持に影響がある場合	勤務時間の始め又は終わりにつき、1 日を通じて 1 時間を超えない範囲でそれぞれ必要があると認める期間
	妊娠中の職員の業務が健康保持に影響がある場合で適宜休息し、又は補食する必要がある場合	必要と認められる期間
	8 週間 (多胎妊娠の場合は 14 週間) 以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申出期間
	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過するまでの期間
	生後満 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要な場合	1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間

生理日における就業が著しく困難である女性職員が申し出た場合	必要と認められる期間
職員の妻が出産する場合	妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（その養育する中学校就学前の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
要介護者の介護その他の市長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（当該要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
職員の親族が死亡した場合	親族の区分により1日から7日の範囲内の期間
父母の追悼のための特別な行事（死亡後15年以内に行われるものに限る。）	1日の範囲内の期間
夏季休暇	一の年度の7月から9月までの期間内における5日の範囲内の期間
地震、水害、火災、その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
地震、水害、災害その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時において職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことが相当であると認められる場合	必要と認められる期間
任命権者が認めた通信教育による面接授業を受ける場合	30日以内

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日、単位：人)

区 分	降 任	免 職	休 職	計
勤務実績が良くない場合	—	—		—
心身の故障の場合	—	—	5	5
職に必要な適格性を欠く場合	—	—		—
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	—	—		—
刑事事件に関し起訴された場合			—	—
計	—	—	5	5

(2) 懲戒処分の状況

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日、単位：人)

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
一般服務違反関係 (欠勤、勤務態度不良等)	—	—	—	—	—
公金・公用物取扱関係	—	—	—	—	—
公務外非行関係 (傷害、暴行、器物損壊等)	—	—	—	—	—
交通事故・交通法規違反関係	—	1	—	—	1
監督責任関係	—	—	—	—	—
計	—	1	—	—	1

5 職員のサービスの状況

(1) 時間外勤務及び休日勤務の状況

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

時間外・休日勤務総時間数	職員 1 人当たりの 時間外・休日勤務月平均時間数
46,463 時間	5.6 時間

(2) 年次有給休暇の使用状況

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

総付与日数 A (日)	総使用日数 B (日)	全対象職員数 C (人)	平均使用日数 B/C (日)	消化率 B/A (%)
33,001	6,343	838	7.6	19.2

(3) 育児休業等の利用状況

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日、単位：人)

区 分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短 時間勤務 取得者数	平成 25 年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員			
				育児休業等 対象者数	うち 育児休業 取得者数	うち 部分休業 取得者数	育児短 時間勤務 取得者数
男性職員	—	—	—	9	0	—	—
	—	—	—				
女性職員	14	6	1	14	14	—	—
	21	14	1				
計	14	6	1	23	14	0	0
	21	14	1				

(注) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段は、平成 25 年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段は育児休業（部分休業）の期間が平成 24 年度から 25 年度にかけて引き続いている者です。

(4) 介護休暇の取得状況

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日、単位：人)

区 分	介護休暇 取得者数	要 介 護 者 数 (職員との続柄別)							
		配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄 弟 姉 妹	孫	その他
男 性 職 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
女 性 職 員	1	—	—	1	—	—	—	—	—
計	1	—	—	1	—	—	—	—	—

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日、単位：人)

区 分	受講人数	摘 要
石川県市町村職員 研修所	指定研修	99 新任職員、階層別研修
	選択研修	32 税・財務事務、法制執務、住民サービス
派遣研修	市町村アカデミー	3 住民税・固定資産税課税事務
	国際文化アカデミー	4 事務事業評価、地域活性化、災害対応等
	日本経営協会ほか	16 債権回収、介護保険、課税実務等
独自研修	初任職員研修	14 初任職員
	人事評価者研修	25 管理職
	健康づくりセミナー	43 全職員
	接遇研修	39 全職員
	キャリアデザイン研修	25 主査
	アサーティブ・コミュニケーション研修	90 課長
	聴覚障がい者コミュニケーション講座	18 全職員

(2) 職員の勤務成績の評定の状況

項 目	内 容
対 象 者	全職員
評定期間	①4 月 1 日～9 月 30 日 ②10 月 1 日～3 月 31 日
評定方法	○成績（仕事の質・量・成果） ○能力（知識・企画創造力・折衝力・応対力・理解力・判断力・指導力） ○意欲（積極性・協調性・責任感・規律性） の評定要素毎に 5 段階評価
評定結果の反映	・ 職員の人材育成、能力開発 ・ 昇任、人事配置換え ・ 昇給、勤勉手当

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

① 健康管理事業 (平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日、単位：人)

区 分	検 査 機 関	受診者数
定期健康診断	石川県予防医学協会	1,068
人 間 ド ッ ク	公立松任石川中央病院	247
	公立つるぎ病院	33
	その他の検査機関	31
婦人ガン検診	石川県成人病予防センター	238

② 石川県市町村職員共済組合

正規職員は、地方公務員等共済組合法に基づき設置された共済組合の組合員になっています。共済組合は、短期給付事業（健康保険）、長期給付事業（共済年金）、福祉事業（貸付、貯金、宿泊事業等）を行っています。共済組合の事業は、組合員が納める掛金と市が納める負担金で運営されています。

③ 石川県市町村職員等ライフプラン協会

石川県市町村職員共済組合の組合員及び公立学校共済組合の組合員のうち、市から給与の支給を受けている者は、原則としてライフプラン協会の会員になっています。協会は、ライフプラン事業及び福利厚生事業を行っています。協会の事業は、会員が納める会費と市が納める負担金で運営されています。

④ 職員互助会

会員の互助及び親睦を図るため、「白山市職員互助会」を設置しています。互助会は、会員の元気回復や健康増進を図るための事業、慶弔金等の給付事業等を行っています。互助会の事業は、互助会が行う事業収益、会員の納める会費で運営されています。

- ・会員会費 給料の 3/1000
- ・平成 25 年度決算額 18,920,471 円

(2) 公務災害の状況

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

認 定 件 数	内 訳	
	公 務 災 害	通 勤 災 害
4 件	4 件	—

第2 平成25年度における白山市公平委員会の業務の状況

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	平成25年3月31日 現在未処理件数	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日の 措置要求件数	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日の 処理件数	平成26年3月31日 現在未処理件数
	A	B	C	A+B-C
給与	—	—	—	—
旅費	—	—	—	—
勤務時間	—	—	—	—
休暇	—	—	—	—
執務環境	—	—	—	—
厚生福利	—	—	—	—
転任	—	—	—	—
任用	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2 不利益処分に関する不服申立ての状況

区分	平成25年3月31日 現在未処理件数	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日の 不服申立て件数	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日の 処理件数	平成26年3月31日 現在未処理件数
	A	B	C	A+B-C
分限処分	降給	—	—	—
	降任	—	—	—
	休職	—	—	—
	免職	—	—	—
懲戒処分	戒告	—	—	—
	減給	—	—	—
	停職	—	—	—
	免職	—	—	—
転任	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	—	—	—	—